

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 100-0004
(ふりがな) とうきょうとちよだくおおてまち
住 所 東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル17階
(ふりがな) じょうほうつうしんねっとわーくさんぎょうきょうかい
氏 名 情報通信ネットワーク産業協会
かいちょう なかむらくにお
会長 中村 邦夫

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」 に対する意見書

2004年8月24日
情報通信ネットワーク産業協会

はじめに

情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）は、IT活用の一層の促進により、「情報通信ネットワークに関わる産業」の健全な発展を図るとともに、社会・経済・文化における情報利用の拡大・高度化に寄与することによって、豊かな国民生活の実現および国際社会への貢献に資することを目的とする産業団体であります。

当協会といたしましては、総務省でまとめられた「電波有効利用政策研究会（以下、本研究会という。）最終報告書（案）」（以下、本報告書という。）が、有限かつ希少な電波の有効利用を更に進めるため、無線免許局間における受益と負担のアンバランスが明白になってきた現行の電波利用料制度を見直し、経済的価値を反映した料金制度の在り方について取りまとめがされたことは評価出来ることと受け止めております。

しかしながら本報告書第6章、「納付義務者の範囲」において、免許不要局の扱いについて両論併記されていますが、これに関しては「現行通り、免許不要局からは徴収しないことが望ましい」と考えております。

なお当今は、電波の利用ニーズが高まりを見せ、産業経済の活性化に幅広く関係し、国民一般に対する関わりもこれまでになく増大しております。それ故に電波の有効利用に伴う諸政策、そこから生ずる電波利用料制度の在り方等は、国際的な整合性の確保に加えて、国民一般の幅広い理解が得られますよう、簡明かつ納得性の高い政策論理展開と、透明性の確保などをより一層進められますことを期待致します。

以下に4つのポイントについて当協会の意見を申し述べます。

I、電波利用料制度のあり方について

新たな電波利用料制度では、その基本構造に関し、手数料概念に加えて経済的価値を反映した使用料概念の導入を図るとしてはありますが、単に現状の手数料に使用料を上乗せするような制度設計としないことを要望致します。また新たな電波利用料制度においては、真に無線免許局間における受益と負担のアンバランスが解消され、電波有効利用へのインセンティブが無線免許人に対して効果的に働く仕組みとなることを期待いたします。

II、経済的価値を勘案した電波利用料制度のあり方

電波の再配分の実施や電波の有効利用のためのインセンティブとなる仕組みとして電波の経済的価値を勘案した使用料の概念を導入することは、電波利用の可能性が増すことを産業界に明示することと受け止めております。

従来の手数料概念のみによる電波利用料が、その用途を拡大してきた過程で“無線免許局間の受益と負担のアンバランス”を露呈し、また有効利用へのインセンティブの効果も望み難い構造となっていることは明らかであります。かかる弊害を早急に改める観点から、電波利用料制度を経済的価値に則った制度とすることについては理解できます。

しかしながら、本報告書では電波利用料の負担のあり方に力点がおかれ過ぎた感があり、むしろ従来から本研究会で検討して来ている電波開放の諸政策との関連性を強調すべきと考えます。即ち、電波の利用状況の調査・公表制度、電波ビジョンによる周波数の再配分計画策定、広帯域周波数を迅速に開放する具体策としての給付金制度の導入、そして本研究会で検討された周波数倍増計画等の施策がなされて来ており、そうした基本政策の推進策として電波有効利用のインセンティブとなるように電波利用料の見直しがされることの位置付けを明確にすべきと考えます。また、そうした観点から今回の制度枠組みの変更が、十分議論を尽くした透明性、納得性の高い論理展開となりますことを期待します。

III、電波利用社会発展のために戦略的に取組むべき施策について

未利用の周波数等の研究開発や電波利用に関するデジタルデバインド解消が重要な施策であることを否定するものではありませんが、このために電波利用料の活用が図られることは、「用途の拡大」に繋がることであり慎重な検討が必要と考えます。

その意味で「料額の高騰を防止し、ワイヤレス産業の衰退懸念を払拭する観点から、電波利用料の用途および料額に一定の歯止めを設けることが適当」としていることは評価されます。

IV、納付義務者の範囲について

免許不要局の扱いについて意見を述べます。

今後のユビキタス社会の中核になるのはワイヤレス IT であり、貴省が電波開放政策で注力しているのもワイヤレス IT 産業の育成が目的であると理解しております。今後のワイヤレス IT においては、さまざまな技術開発が予想され、また新しい製品・サービスの発展が期待されます。このようなエマージング分野においては、今後の様々な展開を支援しユビキタス社会の進展を見極めることが肝要です。そうした観点を踏まえれば、電波利用者とはいえ、政策的な配慮が必要であり、現時点において免許不要局から電波利用料を徴収すべきではないと考えます。なお将来的には情報家電等に割当てする周波数帯域での電波の利用が逼迫するような事態になることも考えられます。そのような利用実態を踏まえて、電波利用料の在り方を改めて慎重に検討することが適当と考えます。

本報告書における免許不要局に関する事柄には、以下のような様々な課題が残されており、さらなる検討が必要と思われれます。

本報告書においては、周波数帯域の割当ての手續きについて、第1段階の特定の無線システムへの割当て（allocation）と、第2段階の個別の無線免許局への割当て（assignment）に分け、免許人に対し「特別な地位」にあることを認識させた上で、割当周波数の使用を認めています。

しかし、小電力無線システム等の免許不要局に周波数帯域を割当てる場合、その周波数帯域は共同利用されるものであり、無線免許局と同等の「特別な地位」を与えられる主体（以下、「事業主体」という。）が存在しません。尚、本報告書では「小電力無線システム等の免許不要局では無線設備の基準認証等のみが必要」としてはいますが、これにより無線免許局と同等の特別な地位が与えられる訳ではありません。仮に免許不要局に使用料の概念を導入して、電波有効利用のインセンティブを効果的に働かす当初の目的を達成しようとするならば、第2段階の個別割当て（assignment）において事業主体の特定が必要であります。これが出来ない場合、免許不要局からの電波利用料の徴収は困難と考えます。

以下に「現行通り、免許不要局からは徴収しないことが望ましい」とする当協会の意見の具体的理由を述べます。

理由1、免許不要局の電波利用を扱う場合の混雑問題、周波数の再配分問題、制度設計などについて

- (1) 免許不要局の場合、アクセス制御がかけられないので、状況によってある地域、ある時間帯の通信の質が低下する可能性があります。そのような時には、その周波数（帯）で緊急通信が必要になったとしても実施できません。このような通信品質状態では例え占用帯域が割振られても、経済目的の事業ができるほどの受益があるとは言えません。
- (2) 免許不要ということは誰がその周波数（帯）を利用しているのかが分からない訳であり、例え将来当該周波数の再配分の必要が生じたとしても、既存利用者によるその周波数（帯）の利用を停止させる手段がありません。このような状態下で周波数有効利用のインセンティブが働くとは言えません。
- (3) 本来、免許不要局は広範な電波利用の環境のもとに自由闊達なワイヤレス IT 産業の発展が図れるように、特定の事業を行う無線免許局とは別に併存して効果のある電波利用の仕組みになっています。
また、本報告書では帯域占有型の免許不要局をとりあげていますが、それが具体的にどのような製品・サービスに繋がり、どのような利用形態があり、（個人である）一般利用者にとっての受益がどうなるかが見えない段階で、利用料賦課の制度設計をすすめることは課題が多いと考えます。

理由2、免許不要局から電波利用料を徴収することの政策的課題について

- (1) e-Japan 計画でユビキタスネットワークを推進する政策を打ち出しています。
電波使用料を免許不要局から徴収することはこの考えになじまないものであり、IT 産業の健全な発展を妨げることになりかねません。ユビキタスネットワークの中核

となる小電力無線通信システムの免許不要局に関しては、IT 産業育成という観点から、メーカーからも利用者からも電波利用料を取ることは好ましくありません。

むしろ小電力無線通信システム等の免許不要局については、ユビキタスネットワーク社会の中心的役割を果たせるように自由にするにより発展、促進を図ることが肝要と考えます。

- (2) これから発展が期待されるワイヤレスIT産業については、新しく周波数が配分され、様々な用途、サービスに活用されることと期待されます。やがてその産業の発展が確認され周波数が逼迫する事態となるまでは電波利用料徴収の制度設計については決定しない、というような慎重な政策を要望します。
- (3) これから発展するワイヤレスIT産業は、国際的な競争状況にあります。我が国において小電力無線システムの免許不要局から電波利用料徴収が検討されていること自体、ビジネスモデルの検討を難しくしています。このような不安と混乱を回避し、関連ビジネスへの参入の判断が阻害されることのないような政策を要望します。

理由3、基準認証の実施者等に課金する方式（メーカーからの代行徴収）について

- (1) 電波再配分実施による給付金制度の補償金をメーカーが代行徴収するスキーム（迅速な電波再配分のための立退き料の負担方式、最終報告書（案）p82に記載）を前例とすることが記載されています。しかしながら電波再配分のための立退き料は一時的な課題への処置であり、恒常的な制度となる電波利用料制度と同質に論ずるべき事柄ではないと考えます。
- (2) たとえ上記のスキームを適用するにしても、これはまだ実証されていません。実証経験を踏まえた上で、ユーザに対し長期に亘り繰り返し徴収する場合のシミュレーションをし、このスキームが社会的秩序の混乱を生じないことを確認することが必要です。
- (3) たとえ代行徴収しようとしても、メーカーから工場出荷した製品等が国内市場で使用されるとは限らないので、メーカーは一般的にどこで使われるか追跡不可能であり、実数の把握が困難です。また無線装置が情報家電機器に埋め込まれている場合は、メーカーの最終完成品の出荷時点では実数の把握が困難であります。
- (4) 仮に代行徴収により電波利用料が徴収出来ても、ワイヤレスIT産業機器市場は価格低下の方向に市場圧力が働き続けており、コスト吸収力に優れたアジアを中心とする海外メーカーとの価格競争を考えると、電波利用料を製品価格に上乗せすることは現実的に困難です。その結果、電波利用料はメーカー負担にならざるを得ない状況に陥る恐れがあります。
- (5) 仮にメーカーからの代行徴収するにしても国際的な整合性が取れていません。
 - ・ 諸外国では免許不要局に対し電波利用料を徴収するとは思えません。
 - ・ 海外から非関税障壁として国際摩擦を招く恐れがあります。
- (6) 仮にメーカーからの代行徴収をするにしても、対象となる表示添付者や料額や納付期間などについて、具体的な条件が示され、行政コストについても可視化されることを要望します。

以上